

## 平成22年度 宜野湾市認可保育所設置事業者募集

宜野湾市では、保育所入所待機児童（児童福祉法第24条第1項に規定する児童であって同法第39条の保育所に入所できない児童）の適切な保護等を目的として、宜野湾市内で認可外保育施設（児童福祉法第39条に規定する業務を目的とする施設であって同法第35条第4項の認可を受けていないもの）を経営する者の中から、社会福祉法人の設立・既存認可外保育施設の認可化を希望する者を以下のとおり募集します。

### ○ 応募要件

1 設置する保育所の定員：60人以上

2 保育所設置地域：宜野湾市内全域

3 開所予定年月日：平成23年4月1日

4 申込み資格及び条件

1) 宜野湾市内において、当該年度4月1日現在、運営実績が1年以上ある認可外保育施設で、認可保育所を開所する期日までに社会福祉法人認可取得を予定している者。

2) 保育所を運営する為に必要な経営基盤や社会的信望を有していること。

※保育所年間運営費の1/2分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。

（例：定員60人規模→700万円程度）

3) 保育所の土地・建物については自己所有とする。但し、借家については法人への譲渡、贈与を条件とし、借地については30年以上の地上権又は借地権の設定契約と登記、年間借地料を有していることを条件とする。尚、土地・建物について、抵当権が設定されている場合は、抵当権を抹消すること。

4) 宜野湾市の保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる者。

5) 法令、通知などを遵守し、選考されたもの自らが運営すること。

5 設置手続等

1) 社会福祉法人認可取得、施設認可手続等は選考された者が行うこと。

6 受付期間及び場所

受付期間：平成22年7月20日（火）から平成22年7月30日（金）まで

（土・日曜日を除き午前8時30分から午後5時まで）

受付場所：宜野湾市役所福祉保健部保育課 ※直接持参下さい。郵送による受付は行いません。

7 お問い合わせ

宜野湾市 福祉保健部 保育課 保育児童係 TEL098-893-4411（内460）西浜・平良